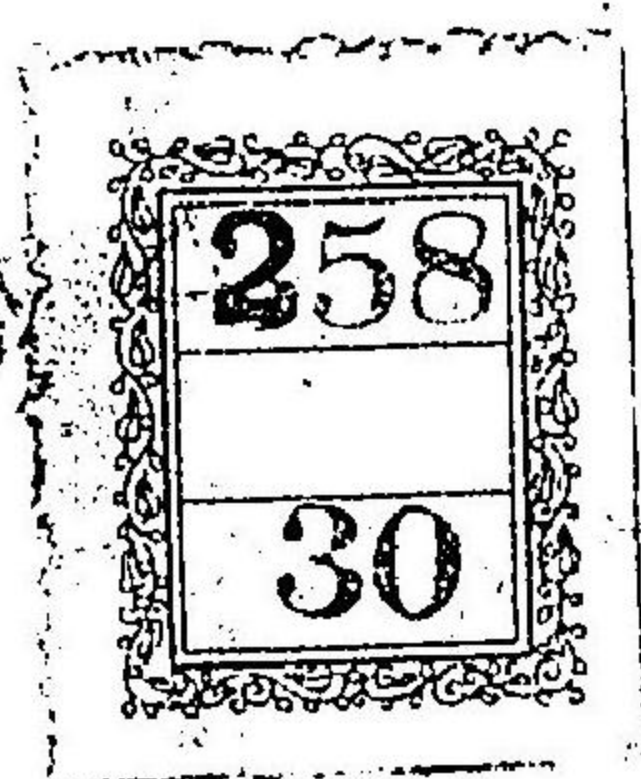


新刑法註解

法律研究會編纂

田村潔春堂發行



036048-000-8

特15-235

新刑法註解

法律研究会／編

M40

BBP-0676



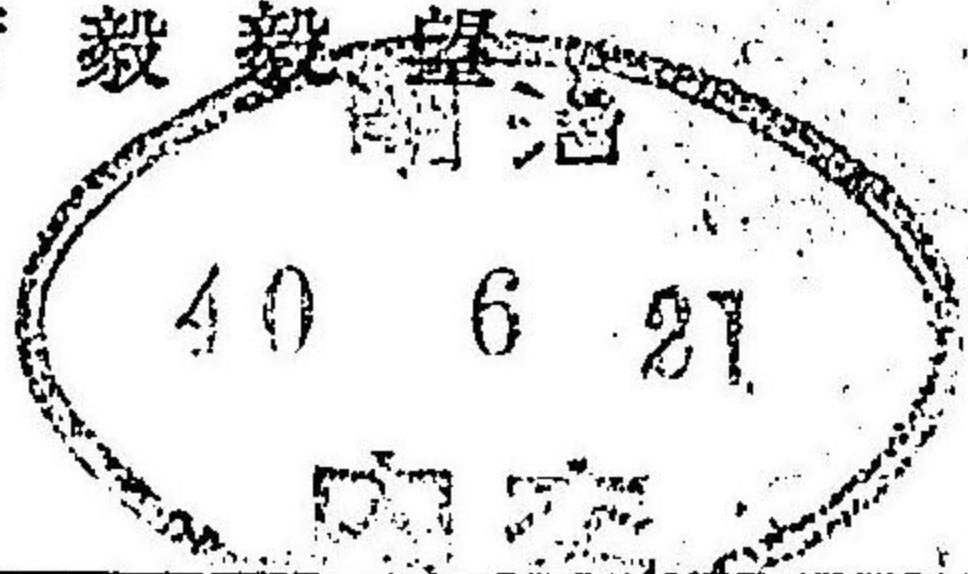
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル刑法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

御名御璽

明治四拾年四月二十三日



外務大臣	文部大臣	内務大臣	司法大臣	逓信大臣	大藏大臣	海軍大臣	農商務大臣	陸軍大臣	内閣總理大臣
子爵					法學博士				侯爵
林	牧野	原	松田	山縣	阪谷	齋藤	松岡	寺内	西園寺
董	顯	敬	正久	伊三郎	芳郎	實	毅	正毅	公望



法律第四十五號
 刑法別冊ノ通之ヲ定ム
 此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
 明治拾三年第三十六號布告刑法ハ此法律施行ノ日ヨリ之ヲ
 廢止ス

新刑法註解目次

第一編 總則

第一章	法例	一
第二章	刑	七
第三章	期間計算	三
第四章	刑ノ執行猶豫	三
第五章	假出獄	五
第六章	時効	七
第七章	犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免	六
第八章	未遂罪	六
第九章	併合罪	三

第十章	累犯……………	六
第十一章	共犯……………	六
第十二章	酌量減輕……………	三
第十三章	加減例……………	三

第二編

第一章	皇室ニ對スル罪……………	三
第二章	内乱ニ關スル罪……………	四
第三章	外患ニ關スル罪……………	四
第四章	國交ニ關スル罪……………	六
第五章	公務ノ執行ヲ妨害スル罪……………	一
第六章	逃走ノ罪……………	二

第七章	犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪……………	四
第八章	騷擾ノ罪……………	五
第九章	放火及ヒ失火ノ罪……………	六
第十章	溢水及ヒ水利ニ關スル罪……………	一
第十一章	往來ヲ妨害スル罪……………	三
第十二章	住居ヲ侵スル罪……………	六
第十三章	秘密ヲ侵スル罪……………	七
第十四章	阿片煙ニ關スル罪……………	八
第十五章	飲料水ニ關スル罪……………	六
第十六章	通貨偽造ノ罪……………	二
第十七章	文書偽造ノ罪……………	四
第十八章	有價證券偽造ノ罪……………	九

第十九章	印章偽造ノ罪	辛
第二十章	偽證ノ罪	七十三
第二十一章	誣告ノ罪	七十三
第二十二章	猥褻姦淫及ヒ重婚ノ罪	七十四
第二十三章	賭博及ヒ官當籤ニ關スル罪	七十七
第二十四章	禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪	七十九
第二十五章	瀆職ノ罪	八十一
第二十六章	殺人ノ罪	八十三
第二十七章	傷害ノ罪	八十四
第二十八章	過失傷害ノ罪	八十六
第二十九章	墮胎ノ罪	八十七
第三十章	遺棄ノ罪	八十八

第三十一章	逮捕及ヒ監禁ノ罪	九十一
第三十二章	脅迫ノ罪	九十一
第三十三章	略取及ヒ誘拐ノ罪	九十二
第三十四章	名譽ニ對スル罪	九十四
第三十五章	信用及ヒ業務ニ對スル罪	九十五
第三十六章	竊盜及ヒ強盜ノ罪	九十六
第三十七章	詐欺及ヒ恐喝ノ罪	九十九
第三十八章	横領ノ罪	百一
第三十九章	贓物ニ關スル罪	百一
第四十章	毀棄及ヒ隱匿ノ罪	百一

目次終

特15
235

新刑法註解

第一編 總則

第一章 法令

新刑法 アラガナルハ
 ウリツノ一名ニシテ
 總テノ罪ヲ罰ス可キ
 規則
 法例 ハフリツノキマ
 本法 第一條ノコト
 帝國 ワガニホンコシ
 適用 キチツトアテガ
 フコト
 帝國外 歐米各國ノコ
 船舶内 トカイスルフ
 テノウチ
 罪ヲ犯 シトメテアル
 アシキトナスルト
 左ニ記載 左ニカキノ
 セルコト

第一條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國内ニ於テ
 罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス帝國外ニ在
 ル帝國船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付
 キ亦同シ
 第二條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國外ニ於テ
 左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適
 用ス

○新刑法註解

乃至七十三條ヨリ七十
六條迄ト云フ

未遂罪マダナシトゲン
ツミ

乃至 第何條ヨリ第何
條ニ至ルト云フ

第二項 ダイニノワカ
チテ義理ヲ明カニス
ルタメニ設ク
記載 カキノセルコト
適用ス キットアテガ
フコト

一 第七十三條乃至第七十六條ノ罪
 二 第七十七條乃至第七十九條ノ罪
 三 第八十一條乃至第八十九條ノ罪
 四 第四百四十八條ノ罪及ビ其未遂罪
 五 第五百五十四條、第五百五十五條、第五百五十七
 條及ビ第五百五十八條ノ罪
 六 第六百六十二條及ビ第六百六十三條ノ罪
 七 第六百六十四條乃至第六百六十六條ノ罪及
 ビ第六百六十四條第二項、第六百六十五條第
 二項、第六百六十六條第二項ノ未遂罪
 第三條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタ
 ル罪ヲ犯シタル帝國臣民ニ之ヲ適用ス
 一 第八條、第九條第一項ノ罪、第八條

處斷 罪ヲキメル
未遂罪 マダナシトゲ
ンツミ

第九條第一項ノ例ニ依リ處斷ス可キ罪
 及ビ此等ノ罪ノ未遂罪
 二 第一百十九條ノ罪
 三 第一百五十九條乃至第六十一條ノ罪
 四 第六十七條ノ罪及ビ同條第二項ノ未
 遂罪
 五 第七十六條乃至第七十九條、第八
 十一條及ビ第八十四條ノ罪
 六 第九十九條、第二百條ノ罪及ビ其未遂
 罪
 七 第二百四條及ビ第二百五條ノ罪
 八 第二百十四條乃至第二百十六條ノ罪
 九 第二百十八條ノ罪及ビ同條ノ罪ヲ犯シ

因テ ソウシテ
死傷 コロシタリキツ
ツケタリスルコト
乃至 第何條カラ第何
條ニ至ルト云フ

帝國外 歐米各國及支
那韓國ナドノヨソチ
イフ
臣民 ワガクニノジン
ミン

因テ八チ死傷ニ致シタル罪
十 第二百二十條及ビ第二百二十一條ノ罪
十一 第二百二十四條乃至第二百二十八條
ノ罪
十二 第二百三十條ノ罪
十三 第二百三十五條第二百三十六條第二
百三十八條乃至第二百四十一條及ビ第二
百四十三條ノ罪
十四 第二百四十三條乃至第二百五十條ノ
罪
十五 第二百五十三條ノ罪
十六 第二百五十六條第二項ノ罪
帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前項ノ罪チ

外國人 ホカノクニノ
ヒト
本法 第四條チ云フ
公務員 府縣郡區ノヤ
クニン
未遂罪 マダシトゲヌ
ツミ

確定裁判 シカトキマ
ツタツミ
同一行為 オナジコト
ノオコナヒテスルコ
ト

犯シタル外國人ニ付キ亦同シ
第四條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタ
ル罪チ犯シタル帝國ノ公務員ニ之チ適用
ス
一 第一百一條ノ罪及ビ其未遂罪
二 第一百五十六條ノ罪
三 第九十三條第九十五條第二項第百
九十七條ノ罪及ビ第九十五條第二項
ノ罪チ犯シ因テ人チ死傷ニ致シタル罪
第五條 外國ニ於テ確定裁判ヲ受ケタル者
ト雖モ同一行為ニ付キ更ニ處罰スルコト
チ妨ゲス但犯人既ニ外國ニ於テ言渡サレ
タル刑ノ全部又ハ一部ノ執行ヲ受ケタル

更ニ
ツノウヘ
處罰
バツスルコト
全部
マルキリスツカリ
一部
アルブツン
執行
トリオコナフ
減輕
ヘラシカルス
免除
ユルス
變更
カハル
議員
政治チハカル
委員
コトガラオマカ
公務
所カミノヤクシヨ
總則
スベテノキツク
規定
キマツタサダメ

トキハ刑ノ執行チ減輕又ハ免除スルコト
ナ得
第六條
犯罪後ノ法律ニ因リ刑ノ變更アリ
タル時ハ其輕キモノチ適用ス
第七條
本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏
公吏法令ニ依リ公務ニ従事スル議員、委員
其他ノ職員チ謂フ
公務所ト稱スルハ公務員ノ職務チ行フ所
ナ謂フ
第八條
本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑チ
定メタルモノニ亦之チ適用ス但其法令ニ
持別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラズ

○第二章
死刑
人チ殺シタルニ
因テ殺サルツミ
懲役
常事犯ナルガ故
獄
内デハタラシ
禁錮
常事犯ナルガ故
ニ定テ服ス懲役ノ
カキモノ
罰金
輕罪ノ禁錮ノミ
ニ附加スルモノデアル
拘留
十日以下ノ間トメオ
科料
科料ハ五錢以上
壹圓九錢以下
違警罪
裁所ニテ言
渡罪
裁所ニテ言
沒收
カミヘトリアグ
附加刑
主刑ニ附テア
主刑
オモナルツミ

第二章 刑
第九條
死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及ビ科料チ
主刑トシ沒收チ附加刑トス
第十條
主刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依
ル但無期禁錮ト有期懲役トハ禁錮チ重シ
トシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二
倍チ超ユルトキハ禁錮チ以テ重シトス
同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多
キモノチ以テ重シトシ長期又ハ多額ノ同
シキモノハ其短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ
多キモノチ以テ重シトス
二個以上ノ死刑又ハ長期若クハ多額及ビ

テ宣告スルト宣告セザルトノ別アリ	オモイカルイ	シニンバン	カギリノアル	カギリノナイ	絞首シテ首ヲククル	拘留場ニ留テク	オホクノキマリ	スクナキキマリ	ミヅカキキゲン	ツミチチカス	トリオコナフ	ロウヤ	ロウニイレル	キメテシゴトチ	加ヘ重クスル
短期若クハ寡額ノ同シキ同種ノ刑ハ犯情ニ依リ輕重ヲ定ム	死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之	死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ル	マデ之ヲ監獄ニ拘留ス	第十二條 懲役ハ無期及ビ有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年以下トス懲役ハ監獄ニ拘留ス	第十三條 禁錮ハ無期及ビ有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下トス禁錮ハ監獄ニ拘留ス	第十四條 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル	第十五條 罰金ハ二十圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二十圓以下ニ降スコトヲ得	第十六條 拘留ハ一日以上三十日未滿トシ拘留場ニ拘留ス	第十七條 科料ハ十錢以上二十圓未滿トス	第十八條 罰金ヲ完納スルコト能ハザル者ハ一日以上一年以下ノ期間之ヲ勞役場ニ拘留ス	科料ヲ完納スルコト能ハザル者ハ一日以				

テ宣告スルト宣告セザルトノ別アリ	オモイカルイ	シニンバン	カギリノアル	カギリノナイ	絞首シテ首ヲククル	拘留場ニ留テク	オホクノキマリ	スクナキキマリ	ミヅカキキゲン	ツミチチカス	トリオコナフ	ロウヤ	ロウニイレル	キメテシゴトチ	加ヘ重クスル
短期若クハ寡額ノ同シキ同種ノ刑ハ犯情ニ依リ輕重ヲ定ム	死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之	死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ル	マデ之ヲ監獄ニ拘留ス	第十二條 懲役ハ無期及ビ有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年以下トス懲役ハ監獄ニ拘留ス	第十三條 禁錮ハ無期及ビ有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下トス禁錮ハ監獄ニ拘留ス	第十四條 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル	第十五條 罰金ハ二十圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二十圓以下ニ降スコトヲ得	第十六條 拘留ハ一日以上三十日未滿トシ拘留場ニ拘留ス	第十七條 科料ハ十錢以上二十圓未滿トス	第十八條 罰金ヲ完納スルコト能ハザル者ハ一日以上一年以下ノ期間之ヲ勞役場ニ拘留ス	科料ヲ完納スルコト能ハザル者ハ一日以				

勞役場 オホカソゴク
ノゴトシ

併科 アハセルトガ

科料 カロキ違刑罪ニ
イダスカチ

期間 キゲンノアヒダ
裁判確定 サイバンガ
シカトキマツタコト

承諾アルニ非ザレバ

云々 承知モナシ
アラバ

幾分 アルブブンスコ

全額 マツタクノタカ

上三十日以下ノ期間之レナ勞役場ニ留置

ス

科料ヲ併科シタル場合ト雖モ留置ノ期間

ハ六十日ヲ超ユルコトヲ得ス罰金又ハ科

料ノ言渡ヲ爲ストキハ其言渡ト共ニ罰金

又ハ科料ヲ完納スルコト能ハザル場合ニ

於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡ス可シ

罰金ニ付テハ裁判確定後三十日以内科料ニ

付イテハ裁判確定後十日以内本人ノ承諾

アルニ非サレバ留置ノ執行ヲ爲スコトヲ

得ズ

罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分

ヲ納ムルトキハ罰金又ハ科料ノ全額ト留

金額 金ノタカ

相當 アヒアタルコト

控除 ヒカヘテノケル

殘日數 ノコリノ日カ

前項 マヘノシダリ

殘日數 ノコリノヒカ

記載 ノスルコト

沒收 物件ヲ取リ上グ

犯罪 ツミチチカシチ

行爲 オコナヒシワザ

供シ ソナヘルコト

置日數トノ割合ニ從ヒ其金額ニ相當スル

日數ヲ控除シテ之ヲ留置ス

留置期內罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前

項ノ割合ヲ以テ殘日數ニ充ツ

留置一日ノ割合ニ滿タサル金額ハ之ヲ納

ムルコトヲ得ズ

第十九條 左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收ス

ルコトヲ得

一 犯罪行爲ヲ組成シタル物

二 犯罪行爲ニ供シ又タハ供セントシタル

物

三 犯罪行爲ヨリ生シ又ハ之ニ因リ得タル

没收 物件ヲ取り上グ
 犯人以外ノ者 ハソニ
 ノヨノホカノモノ
 屬セザル時ニ限ル
 拘留 一日以上三十日
 以上拘留セラル
 科料 五錢以上一圓九
 十五錢以下ノ違警罪
 特別 ベツカク
 規定 マツタンサダメ
 記載 カキノセルコト
 未決 マダ罪ノキマラ
 全部 スツカリ

没收ハ其物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキ
 ニ限ル
 第二十条 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付
 イテハ特別ノ規定アルニ非ザレバ没收ヲ
 科スルニトテ得ズ但前條第一項第一號ニ
 記載シタル物ノ没收ハ此限ニ在ラズ
 第二十一条 未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ
 一部ヲ本刑ニ算入スルコトヲ得
 第二十二條 期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以
 テシタルトキハ曆ニ從ガヒテ之レヲ計算
 ス

第三章 期間計算

算入 數へ入レル
 ○第三章
 期間計算 刑期ノアヒ
 マチカクヘル
 決定 キマル
 起算 カクヘハジメル
 拘禁 オシコメラル
 確定後 キマツタ後
 受刑ノ初日 ケイチウ
 ケルハジメノ日
 時効期間 公訴期限ノ
 スギ去リタルアヒダ
 放免 ハナチユルス監
 獄ヲ出ル
 終了 ナハル
 翌日 アシル日

第二十三條 刑期ハ裁判決定ノ日ヨリ起算
 ス 拘禁セラレサル日數ハ裁判確定後ト雖
 モ刑期ニ算入セス
 第二十四條 受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス全
 一日トシテ之ヲ計算ス時効期間ノ初日亦
 同シ放免ハ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行
 フ

第四章 刑ノ執行猶豫

第二十五條 左ニ記載シタル者二年以下ノ
 懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受ケタルトキハ情
 狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年
 以下ノ期間内其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

○第四章

執行猶豫 トリヲコナ
 フコトヲマツ
 記載 カキノセル
 情狀 能ク規則ヲ遵奉
 シ改悛ノ狀顯レ再犯
 ノ慮ナキモノ
 執行 トリオコナフ
 免除 ユルサレル
 記載 シルシノセル
 猶豫 ノバスト
 期間内 キゲンノウチ
 除外 ヨケタアトノ

一前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト
 ナキ者
 二前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト
 アルモ其執行ヲ終リ又ハ其執行ノ免除
 ナ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ
 刑ニ處セラレタルコトナキ者
 第二十六條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ
 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消ス可シ
 一猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ
 刑ニ處セラレタルトキ
 二猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ
 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
 三前條第二號ニ記載シタル者ヲ除外猶

發覺 アラハレル
 執行猶豫 トリオコナ
 ヒチノバスト
 經過 スギサル
 効力 マシカナチカラ
 トイフ
 ○第五章
 假出獄 獄則ヲ遵守シ
 改悛ノ情顯ハレタル
 者ハ行政之處分ヲ以
 テ假ニ出獄ヲ命シ犯
 人ニ自由ヲ與ヘ囚人
 ナシテ悔悟ノ念ヲ起
 サシメ善行ヲ獎勵ス
 ルニアリ
 改悛 アヤマチヲ悔ヒ
 志ヲ改メルコト
 行政官廳 セイジチナ
 スヤクシヨ

豫ノ言渡前他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑
 ニ處セラレタルコト發覺シタルトキ
 第二十七條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サ
 ルコトナクシテ猶豫ノ期間ヲ經過シタル
 トキハ刑ノ言渡ハ其効力ヲ失フ
 第二十八條 懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル
 者改悛ノ狀アルトキハ有期刑ニ付テハ其
 刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過
 シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄
 ナ許スコトヲ得
 第二十九條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ

處分 キメタルコト

執行 トリオコナフコト

假出獄 獄則ヲ遵奉シ
改悛ノ情顯ハレタル
者ハ行政之處分ヲ以
テ假ニ出獄ヲ命ズ
違背 ソムシコト
算入 カヅヘイレズ
情狀 アリサマノコト

假出獄ノ處分ヲ取消スコトヲ得

一 假出獄中更ニ罪ヲ犯シ罰金以上ノ刑ニ
處セラレタルトキ

二 假出獄前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ罰金
以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

三 假出獄前他ノ罪ニ付キ罰金以上ノ刑ニ
處セラレタル者ニシテ其刑ノ執行ヲ爲
ス可キトキ

四 假出獄取締規則ニ違背シタルトキ

假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ出獄中
ノ日數ハ刑期ニ算入セズ

第三十條 拘留ニ處セラレタル者ハ情狀ニ
因リ何時ニテモ行政官廳ノ處分ヲ以テ假

完納 マツタクオサメ
ルコト
留置 トメオシ

○第六章

時効 公訴期限ノスギ
去リタルコト

執行 トリオコナフコト
免除 ユルシノヅクコト
確定 シカトサダマル
完成ス マツタクナル
コト

無期 ハテナキコト
禁錮 前ニソハシ
有期 キゲンノアルコト

二 出場ヲ許スコトヲ得

罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサルニ
因リ留置セラレタル者亦同シ

第六章 時効

第三十一條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ時効

ニ因リ其執行ノ免除ヲ得

第三十二條 時効ハ刑ノ言渡確定シタル後

左ノ期間内其執行ヲ受ケサルニ因リ完成
ス

一 死刑ハ三十年

二 無期ノ懲役又ハ禁錮ハ二十年

三 有期ノ懲役又ハ禁錮ハ十年以上ハ十五

未滿 マダキカソノチ
 ハラヌ
 沒收 上ノ物件ヲトリ
 アクル
 法令 ノハス
 猶豫 トドメル
 停止 ス、ミユク
 進行 ツラマヘル
 逮捕 中ホドデヤメル
 中斷 シワザフルマヒ
 行為
 ○第七章
 犯罪ノ不成立 オカシ
 タツミノ成タ、ヌ
 減免 ヘラシユルス
 正當 アタリマヘ
 業務 ツトムベキ仕事

年、三年以上ハ十年、三年未滿ハ五年
 四 罰金ハ三年
 五 拘留料及ヒ沒收ハ一年
 第三十三條 時効ハ法令ニ依リ執行チ猶豫
 シ又ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セズ
 第三十四條 時効ハ執行ニ付キ犯人チ
 逮捕シタルニ因リ之ヲ中斷ス
 罰金、科料及ヒ沒收ノ時効ハ執行行為チ爲
 シタルニ因リ之ヲ中斷ス
 第三十五條 法令又ハ正當ノ業務ニ因リ爲
 シタル行為ハ之ヲ罰セス
 第七章 犯罪ノ不成立及ヒ刑ノ減免

急迫不正 急ニセマル
 タゞシカラザルコト
 侵害 ガイチオカス
 自己 シブンノ
 防衛 フセギマモル
 情狀 アリサマ
 減輕 罪ヲ犯ス意ナキ
 ノ所爲ハ其罪ヲ論ゼ
 ス之ヲ無罪トシ或ハ
 宥恕シ減輕スルヲ言
 免除 ユルシノヅク
 現在 イマトイフ
 危難 アヤウキナンギ
 行為 オコナヒナス
 程度 ホドノキマ

第三十六條 急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又
 ハ他人ノ權利ヲ防衛スル爲メ己ムコトヲ
 得サルニ出デタル行為ハ之ヲ罰セス
 防衛ノ程度ヲ超エタル行為ハ情狀ニ因リ
 其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得
 第三十七條 自己又ハ他人ノ生命、身體、自
 由若クハ財産ニ對スル現在ノ危難ヲ避ク
 ル爲メ己ムコトヲ得サルニ出テタル行為
 ハ其行為ヨリ生シタル害其避ケントシタ
 ル害ノ程度ヲ超エタル場合ニ限り之ヲ罰
 セス但シ其ノ程度ヲ超エタル行為ハ情狀
 ニ因リ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ
 得

規定 キマリタルキソ
 適用 アテモチイル
 義務 人トシテハセヒ
 特別 ニセチハナラヌ
 トサラト云フ
 處斷 罪チキメル
 意 コ、ロ

心神喪失者 瘋癲自痴
 等ニテ精神ノ錯乱シ
 タルモノ
 心神耗弱者

一前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニ
 ハ適用セス
 第三十八條 罪チ犯ス意ナキ行為ハ之ヲ罰
 セス但法律ニ特別ノ規定アル場合ハ此限
 ニ在ラス
 罪本重カル可クシテ犯ストキハ知ラサル
 者ハ其重キニ從テ處斷スルコトヲ得ス
 法律ヲ知ラサルヲ以テ罪チ犯ス意ナシト
 爲スコトヲ得ス但情狀ニ因リ其刑ヲ減輕
 スルコトヲ得
 第三十九條 心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セ
 ス心神耗弱者ノ行為ハ其刑ヲ減輕ス
 第四十條 音聾者ノ行為ハ之ヲ罰セス又ハ

音聾者 ナシノコトヲ
 云フカタワモノ
 發覺 罪ノロケンシテ
 アラハル
 自首 シブンカラウツ
 タヘテデル
 告訴權 ツゲウツタヘ
 ルケンリ
 首服 首チサゲテ罪ニ
 フクスル
 ○第八章
 未遂罪 罪チ犯サント
 シテマダ成シ遂ゲザ
 實行 シツサイニナシ
 オコナフ
 着手 テチツケテシハ
 シメル
 自己 シブン
 意思 コ、ロノオモヒ

其刑ヲ減輕ス
 第四十一條 十四歳ニ滿タサル者ノ行為ハ
 之ヲ罰セス
 第四十二條 罪チ犯シ未ダ官ニ發覺セサル
 前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ
 得
 告訴ヲ待テ論ス可キ罪ニ付キ告訴權ヲ有
 スル者ニ首服シタル者亦同シ

第八章 未遂罪

第四十三條 犯罪ノ實行ニ着手シ之ヲ遂ケ
 タル者ハ其刑ヲ減輕スルコトヲ得但自己
 ノ意思ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ

○第九章

併合罪 ナラビニアハス罪

數罪 イクツモノツミ確定裁判 シカトキマツタサイハン

沒收 取りアゲルコト科セズ ツミチセヌコト

減輕又ハ免除ス
第四十四條 未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

第九章 併合罪

第四十五條 確定裁判ヲ經ザル數罪ヲ併合罪トス若シ或罪ニ付キ確定裁判アリタルトキハ又タ其裁判確定前ニ犯シタル罪トナ併合罪トス
第四十六條 併合罪中其一罪ニ付キ死刑ニ處ス可キトキハ他ノ刑ヲ科セズ但沒收ハ此限ニ在ラス
其一罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

二個 罪ノフタツナル
長期 ナガキキゲン
合算 アハシテカヅヘル
併科 アハシテクワフ
合算額 アハシテカヅヘル
處斷 罪チカダメル

可キトキ亦他ノ刑ヲ科セズ但罰金科料及ヒ沒收ハ此限ニ在ラス
第四十七條 併合罪中二個以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キ罪アルトキハ其最モ重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタルモノチ以テ長期トス但各罪ニ付キ定メタル刑ノ長期チ合算シタルモノニ超ユルコトヲ得ズ
第四十八條 罰金ト他ノ刑トハ之チ併科ス但第四十六條第一項ノ場合ハ此限ニ在ラス
二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス

没収 取り上ゲル
 附和 ツケテクハヘル
 没収 物件ヲ上ヘトリ
 アグ
 併合罪 他ノツミト是
 ノ罪トアハセルノツ
 更ニ アラタニト云
 處斷 處分シテサダメ
 執行 トリオコナフ
 死刑 コロサルノツ
 有期 カギリノアル十
 年若クハ十五年ノ
 第四十九條 併合罪中重キ罪ニ没収ナシト
 雖モ他ノ罪ニ没収アルトキハ之ヲ附加ス
 ルコトヲ得
 第二個以上ノ没収ハ之ヲ併科ス
 第五十條 併合罪中既ニ裁判ヲ經タル罪ト
 未ダ裁判ヲ經タル罪トアルトキハ更ニ裁
 判ヲ經タル罪ニ付キ處斷ス
 第五十一條 併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判
 アリタルトキハ其刑ヲ併セテ之ヲ執行ス
 但死刑ヲ執行ス可キトキハ没収ヲ除外
 他ノ刑ヲ執行セズ無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ
 執行ス可キトキハ罰金科料及ヒ没収ヲ除外
 外他ノ刑ヲ執行セズ有期ノ懲役又ハ禁錮

長期 ナガキキゲン

併合罪 前ニ見エタリ
 大報 既徒ノ罪惡刑罰
 悉ク滅盡シ再ビ罪ヲ
 犯スト雖モ再犯ヲ以
 テ論セズ
 場合 ソノトキ
 併科 アハセテツミス
 拘留科料 前ニクワシ
 行為 シワザ
 手段 ナスベキテダテ
 結果タル行為云々
 第五十二條 併合罪ニ付キ處斷セラレタル
 者或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル場合ニ於テ
 ハ特ニ大赦ヲ受ケタル罪ニ付キ刑ヲ定ム
 第五十三條 拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之
 レヲ併科ス但シ第四十六條ノ場合ハ此限
 ニ在ラス
 第二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス
 第五十四條 一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名
 ニ觸レ又ハ犯罪ノ手段若クハ結果タル行
 爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルルトキハ其最モ

處斷 罪ナキメル
規定 マツタキサダメ
適用 アテハメル
連續 ツラナリツヅク
觸ルル 罪ニカハルト
云フ意

○第十章
累犯 カサチテ罪ナチ
カス
執行 トリオコナフ
免除 ヌルス
再犯 二度ト罪チ犯ス
同質 オナジタチノモ

重キ刑チ以テ處斷ス
第四十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ
之ヲ適用ス
第五十五條 連續シタル數個ノ行爲ニシテ
同一ノ罪名ニ觸ルルトキハ一罪トシテ之
ヲ處斷ス

第十章 累犯

第五十六條 懲役ニ處セラレタル者其執行
ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリタル日ヨリ五
年内ニ更ニ罪チ犯シ有期懲役ニ處ス可キ
トキハ之ヲ再犯トス
懲役ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ因リ死刑ニ處

減刑 ケイテヘラス
減輕 ヘラシカルシ
執行 トリオコナフ
免除 ヌルス
前項 マヘノシダリ
期間内 アハセアフタ
併合罪 ルツミ
處斷 罪ナキメル
最重 モツトモ重キ
再犯例 二度ノ罪チ犯
適用 アテハメル
看做 ソウシテシマフ
長期 ナガキゲン
裁判確定 サイパン
ガシカトキマル

セラレタル者其執行ノ免除アリタル日ヨ
リ又ハ減輕ニ因リ懲役ニ減輕セラレ其執
行ヲ終リ若クハ執行ノ免除アリタル日ヨ
リ前項ノ期間内ニ更ニ罪チ犯シ有期懲役
ニ處ス可キトキ亦同シ
併合罪ニ付キ處斷セラレタル者其ノ併合
罪中懲役ニ處ス可キ罪アリタルトキハ其
ノ罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適
用ニ付テハ懲役ニ處セラレタルモノト看
做ス
第五十七條 再犯ノ併ハ其罪ニ付キ定メ
ル懲役ノ長期ノ二倍以下トス
第五十八條 裁判確定後再犯者タルコトヲ

前條 マヘノスギガキ
 規定 キマツタサダメ
 加重 罪チカサチクハ
 執行 トリオコナフ
 免除 ユルシノグク
 發見 ミツケラレル
 適用 アテハメル
 仍ト云フコトハ
 ○第十一章
 共犯 トモニ罪チ犯ス
 實行 シツサイニナス
 正犯 己レガ直接ニ罪
 教唆 ナカス
 準ス ナガラヘアテル

發見シタルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ加重
 ス可キ刑ヲ定ム
 懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免
 除アリタル後發見セラレタル者ニ付テハ
 前項ノ規定ヲ適用セズ
 第五十九條 三犯以上ノ者ト雖モ仍ホ再犯
 ノ例ニ同シ
 第六十條 二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シ
 タル者ハ皆正犯トス
 第六十一條 人チ教唆シテ犯罪ヲ實行セシ
 メタル者ハ正犯ニ準ス

第十一章 共犯

幫助 タスケル
 準 ナガラフ
 減輕 ハラシカルクス
 規定 キマツタサダメ
 構成 カマヘナス
 加功 人ニ罪チ犯ス手
 身分 華族士族平民ナ
 共犯 トモニ罪チカ
 スノ所謂日數ニテス
 ルチ云フ

教唆者チ教唆シタル者亦同シ
 第六十二條 正犯チ幫助シタル者ハ從犯ト
 ス從犯チ教唆シタルモノハ從犯ニ準ス
 第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ
 減輕ス
 第六十四條 拘留又ハ科料ノミニ處ス可キ
 罪ノ教唆者及ヒ從犯ハ特別ノ規定アルニ
 非サレハ之ヲ罰セス
 第六十五條 犯人ノ身分ニ因リ構成ズ可キ
 犯罪行為ニ加功シタルトキハ其身分ナキ
 者ト雖モ仍ホ共犯トス
 身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身
 分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科ス

通常 ツ子ナミノ

○第十二章

酌量減刑ノ犯シタル罪ニシテ犯人ノ情狀實際憫然ナルモノアルトキハ其情狀ヲ酌量シ刑ヲ輕クスルナリ假令ハ赤貧洗フガ如クニシテ僅カニ其日ノ糊口ヲ凌グトデキヌモノナ刑ヲ減スノデアアル

第十二章 酌量減輕

第六十六條

犯罪ノ情狀憫然ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第六十七條

法律ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ仍ホ酌量減輕ヲ爲スコトヲ得

第十三章 加減例

第六十八條

法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ一個又ハ數個ノ原由アルトキハ左ノ例ニ依リ死刑ヲ減輕ス可キトキハ無期又ハ十年

何ニヨリ罪ヲ重クシタリ輕クシタリスル

原由 ワケガラ

金額 カチノタカ

減輕 ヘラシカルクス

多額 タクサンノタカ

減ス ヘラス

場合 トキ

各本條 ソレノカ

以上ノ懲役若クハ禁錮トス

二無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮トス

三有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ減ス

四罰金ヲ減輕ス可キトキハ其金額ノ二分ノ一ヲ減ス

五拘留ヲ減輕ス可キトキハ其長期ノ二分ノ一ヲ減ス

六科料ヲ減輕ス可キトキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ス

第六十九條 法律ニ依リ刑ヲ減輕ス可キ場合ニ於テ各本條ニ二個以上ノ刑名アルト

適用 アテハメルコ

除棄 ノゾキステルコ
罰金科料 前ニクワシ
シ見エタリ

酌量減刑 コ、ロチク
ミハカツテ罪チカロ
クスルコ

同時 オナジトキ、イ
ツシヨ

順序 シダイツイデ
再犯加重 二度ト罪チ
犯ス者加ヘタリ重ク
シタリスル

法律上ノ減刑 總テノ
罪チ罰ス可キ規則ノ
上ノ減

第七十條 懲役禁錮又ハ拘留チ減輕スルニ
因リ一日ニ滿タサル時間チ剩ストキハ之

罰金又ハ科料チ減輕スルニ因リ一錢ニ滿
マサル金額チ剩ストキ亦同シ

第七十一條 酌量減輕チ爲ス可キトキ亦第
六十八條及ヒ前條ノ例ニ依ル

第七十二條 同時ニ刑チ加重減輕ス可キト
キハ左ノ順序ニ依ル
一 再犯加重
二 法律上ノ減輕
三 併合罪ノ加重

四 酌量減輕

第二編 罪

第一章 皇室ニ對スル罪

第七十三條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、

皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害チ加ヘ又ハ
加ヘントシタル者ハ死刑ニ處ス

第七十四條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、
皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリ

タル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル
者亦同シ

第七十五條 皇族ニ對シ危害チ加ヘタル者

併合罪ノ加重 アハセ
オフタ罪ノクワヘタ
リ重クシタリスルコ

酌量減刑 犯シタル罪
ニシテ犯人ノ情狀懸
レナルトキハ酌量シ
テ輕クス

第二編

第一章 皇室
○第一章 皇室
皇室 朝廷ノコ

太皇太后 天皇ノ御祖
母チ中ス

皇太后 天皇ノ御女キミ
危害 アヤウキガイ

不敬ノ行爲 ウヤマヒ
チ欠クシハザノコ

皇太子 天皇ヒツギチ
他日ナシ王ヲ御方

不敬 プレイサスルコ
神宮 伊勢ノ大廟ノ如

キタフトキミヤサマ
皇陵 天皇ノミサ、キ
皇族 天皇陛下ノ御血统
危害 アヤウキシワザ

○第二章
内乱ニ云々 内國ノサ
ワギニカ、ハル罪

顛覆 ヒツクリカヤス
朝憲ヲ紊乱 朝廷ヨリ
發布セラレタル法令
ヲ遵守セズ内國ヲサ
ワガス罪

區別 罪チキメル
處斷
首魁
謀議
參與
クミシアツカル

ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ
無期懲役ニ處ス
第七十六條 皇族ニ對シ不敬ノ行為アリタ
ル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ處ス

第二章 内亂ニ關スル罪

第七十七條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊
シ其他朝憲ヲ紊乱スルコトヲ目的トシテ
暴動ヲ爲シタル者ハ内亂ノ罪ト爲シ左ノ
區別ニ從テ處斷ス
一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス
二 謀議ニ參與シ又ハ群衆ノ指揮ヲ爲シタ
ル者ハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ處シ

群衆 オホセイ
指揮 サシツ
諸船 イロ
從事 コトニシタガフ
附和隨行シ
暴動ニ干與シ
タル云々
豫備 ヨウイスル
陰謀 ワルダクミナス
兵器米穀 イクサノ道
具金錢米穀ノ類ヲ言
フ
資給 タスケダスト
幫助 タスケル

其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年
以上十年以下ノ禁錮ニ處ス
三 附和隨行シ其他單ニ暴動ニ干與シタル
者ハ三年以上ノ禁錮ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三號ニ
記載シタル者ハ此限ニ在ラズ
第七十八條 内亂ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シ
タルモノハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處
ス
第七十九條 兵器、金穀ヲ資給シ又ハ其他
ノ行為ヲ以テ前二條ノ罪ヲ幫助シタル者
ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス
第八十條 前二條ノ罪ヲ犯スト雖モ未ダ暴

免除 ユルシノグク
自首 シブンカラ申デル
第三章

外患ニ關スル罪 外國
ニシヨシワ本國ノ安
寧秩序ヲ妨グルモノ
ニカハル罪

通謀ハカリツウツル
戰端 タカヒノ
抗敵 テムカフ
要塞 テキフセクハウ
タイ、アルトコロ

陣營 軍ノゲンヤ
軍隊 イクサニノクミ
艦船 グンカンナド
交付 モノチワタス
兵器 イクサダウグ
彈藥 タマガスリ

利テキノリエキニス

動ニ至ラサル前自首シタル者ハ其罪ヲ免
除ス

第三章 外患ニ關スル罪

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰
端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗

敵シタル者ハ死刑ニ處ス

第八十二條 要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍
用ニ供スル場所又ハ建造物ヲ敵國ニ交付

シタル者ハ死刑ニ處ス

兵器、彈藥其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ
交付シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第八十三條 敵國ヲ利スル爲メ要塞、陣營

破壊 コハスコト

直接 アヒダナクシテ
スグニスル

戰國 タカフ

敵國 內國ニ對スル外
國ノ我がテキトナル
ベキシニ

敵國ノ爲メニ通謀云々

敵國即チ外國人ガ國
内ノヨウスヲ探ル爲
メ來ルモノヲ導イテ

吾ガ國ニ入ラシメテ
ルモノ又ハ其情ヲ知
ツテ之ヲ隱匿シタル
モノハ問謀ト均シク
罪ニ問フト云フ意デ

艦船、兵器、彈藥、汽車、電車、鐵道、電線、其他軍用
ニ供スル場所又ハ物ヲ破壊シ若シハ使用

スルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ死

刑又ハ無期懲役ニ處ス

第八十四條 帝國ノ軍用ニ供セサル兵器、彈
藥其他直接ニ戰國ノ用ニ供ス可キ物ヲ敵

國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ

懲役ニ處ス

第八十五條 敵國ノ爲メニ間謀ヲ爲シ又ハ
敵國ノ間謀ヲ幫助シタル者ハ死刑又ハ無
期若シハ三年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタルモノ亦
同シ

アル
軍事上ノ機密 軍器ニ
關スルヒミツ

漏洩 モラスコト

記載 カキノセルト

未遂罪 マダナシトゲ

陰謀 ワルダクミナス

規定 キマリノサダミ
同盟國 日本トナカノ
ヨキ國

○第四章
國交ニ關スル罪

第八十六條 前五條ニ記載シタル以外ノ方

法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ

帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年

以上ノ有期懲役ニ處ス

第八十七條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八十八條 第八十一條乃至第八十六條ニ

記載シタル罪ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタ

ルモノハ一年以上、十年以下ノ懲役ニ處

スル行為ニ亦之ヲ適用ス

第四章 國交ニ關スル罪

第八十九條 本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對

クテマシハリテカ、
ハルツミ

滞在 トダマリオルト

暴行 ワルキオコナヒ

君主 才天子ノト

大統領 シニノ政事ヲ

ヒキスベル第一ノモ

脅迫 オドシセマルト

侮辱 アナドリハツカ

シムルト

請求 コヒモトメ

派遣 ツカハサシタル

使節 天子ノ命令ヲ帶

ビテシルツカイ

被害者 ヒトニガイヒ

第九十條 帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ

大統領ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者

ハ一年以上、十年以下ノ懲役ニ處ス

帝國ニ滞在スル外國ノ君主又ハ大統領ニ

對シ侮辱ヲ加ヘタル者ハ三年以下ノ懲役

ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論

ス

第九十一條 帝國ニ派遣セラレタル外國ノ

使節ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者ハ

三年以下ノ懲役ニ處ス

帝國ニ派遣セラレタル外國ノ使節ニ對シ

侮辱ヲ加ヘタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處

ス但シ被害者ノ請求ヲ待ツテ其ノ罪ヲ論

請求ノ罪シテクレトタ
 國旗自國ノシルシア
 損壞ツブスコト
 除去ノケテシマフ
 汚穢ヨゴスト
 戦闘タ、カヒ
 目的メアテニスル
 豫備ヨウイ
 陰謀ワルダクミ
 自首シブンカラ罪チ
 免除イヒデル
 交戦タル、カヒノ最中
 局外中立外國ト開ク
 時ハ本國ハ局外中立
 姿ニナリ居ル

第九十二條 外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的
 ナリテ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞、除去
 又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ
 二百圓以下ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請
 求ヲ待テ其罪ヲ論ス
 第九十三條 外國ニ對シ私ニ戰闘ヲ爲ス目
 的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ
 三月以上五年以下ノ禁錮ニ處ス但自首シ
 タル者ハ其刑ヲ免除ス
 第九十四條 外國交戦ノ際局外中立ニ關ス
 ル命令ニ違背シタル者ハ三年以下ノ禁錮
 又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

○第五章
 命令イヒツケ
 違背ソムク
 公務員ヤクシヨノヤ
 暴行又ハ脅迫 テアラ
 キオコナヒデオビヤ
 カスト
 暴行 手アラキオコナ
 脅迫 オビヤカシセマ
 封印 トヂメノインギ
 標示 シルシミセル
 損壞 ソコナヒヤブル
 無効 シルシナシ
 ○第六章

第九十五條 公務員ノ職務ヲ執行スルニ當
 リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者
 ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
 公務員ナシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲
 サ、ラシムル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル
 爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘタル者亦同シ
 第九十六條 公務員ノ施シタル封印又ハ差
 押ノ標示ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ
 封印又ハ標示ヲ無効タラシメタル者ハ三
 年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處
 ス

第五章 公務ノ執行ヲ妨害スル罪

第六章 逃走ノ罪

逃走ノ罪 ノガレハシ
 既決、未決ノ囚人
 ミノキマツタ又ハキ
 マラントガニン
 勾引状ノ執行
 拘禁場 シバリトドメ
 械具 キカイダウグ
 損壞 ツブスコト
 暴行脅迫 テアラキオ
 コナヒテオビヤカス
 通謀 ハカリゴトナツ
 逃走 ニゲハシル
 給與 アタヘル
 容易 タヤスクスル
 行為 シワザ

第九十七條 既決未決ノ囚人逃走シタルト
 キハ一年以下ノ懲役ニ處ス
 第九十八條 既決未決ノ囚人又ハ勾引状ノ
 執行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ械具ヲ損壞ノ
 シ若クハ暴行脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通
 謀シテ逃走シタルトキハ三月以上五月以
 下ノ懲役ニ處ス
 第九十九條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者
 ナ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ
 其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行為ヲ爲シ
 タル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

目的 オモハシ
 拘禁 トラハル
 給與 アタフル
 容易 タヤスク
 前項 マヘノクダリ
 看守 ミハリ
 護送 オシリマモル
 被拘禁者 トラヘラレ
 テロウヤニイルモノ
 未遂罪 マタシトゲヌ
 ツミ

前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタ
 ル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
 第一百條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者逃
 走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他
 逃走ヲ容易ナラシム可キ行為ヲ爲シタル
 者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
 前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタ
 ル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
 第一百一條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者
 看守又ハ護送スル者被拘禁者ヲ逃走セシ
 メタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ
 處ス
 第一百二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

○第七章 犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪

滅スル罪 罪ヲ犯シタ
モノヲカクシ又ハ證
據トナルモノヲウツ
メカクス罪
拘禁中 シバリテオク
隠避 カクレサケル
刑事被告事件 ケイジ
ノコトデツゲラルコ
ト
偽造 ニセテツクル
ヘル
變造 カハツテコシラ
ヘル
親族 ミウチノモノ
利益 トクニナルコ

第七章 犯人藏匿及ヒ證憑湮滅ノ罪

第三百三條 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタ
ル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又
ハ隠避セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又
ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
第四百條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證
憑ヲ湮滅シ又ハ偽造變造シ若クハ偽造變
造ノ證憑ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲
役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
第五百條 本章ノ罰金ハ逃走者ノ親
族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲メニ
犯シタルトキハ之ヲ罰セズ

○第八章 騷擾ノ罪

騷擾ノ罪 サワカシミ
タスノツミ
多衆聚合シテ オホゼ
イヨリアツマリテ
虚斷 罪ヲキメル
首魁 カシラ
禁錮 前ニ見エタリ
指揮 サシツ
率先 サキダツ
附和隨行人ノ説ニサ
ンセイシテシタガヒ
ナス
暴行 手アラキオコナ
脅迫 オビヤカシセマ
ル

第八章 騷擾ノ罪

第一百六條 多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲
シタル者ハ騷擾ノ罪トナシ左ノ區別ニ從
ヒテ處斷ス
一 首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁
錮ニ處ス
二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ
助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役
又ハ禁錮ニ處ス
三 附和隨行人者ハ五十圓以下ノ罰金
ニ處ス
第一百七條 暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚

解命令散
トキハナレル
イヒツケ
人ノ集ルチトキ
テチリチリニスル

○第九章
放火及ヒ失火ノ罪
放火チ放火ノ罪
放火トシタルモ
放火トシタルモ
放火トシタルモ

テ失火トスルハ
テ失火トスルハ
テ失火トスルハ
テ失火トスルハ
テ失火トスルハ

無期ハテノチハ
無期ハテノチハ
無期ハテノチハ
無期ハテノチハ
無期ハテノチハ

合シ當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受ケル
コト三回以上ニ及ブモ尙ホ解散セサルト
キハ首魁ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處
シ其他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九章 放火及ヒ失火ノ罪

第九條
火ヲ放テ規ニ人ノ住居ニ使用シ
又ハ人ノ現在スル建造物汽車電車艦船若
クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ死刑又ハ無期
若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス
第九條
火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セ
ス又ハ人ノ現在セサル建造物艦船若クハ
鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲

自己
シブンノモノ
モツテオルトコ

公共
オホヤケノミナ

危険
アヤウキコト

記載
シルシノスト

以外
ホカノモノ

自己
オノレノ

延燒
ウツリヤケル

役ニ處ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以

上七年以下ノ懲役ニ處ス但公共ノ危険チ

生セサルトキハ之ヲ罰セス

第一百條
火ヲ放チ前二條ニ記載シタル以

外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危険チ生セシ

メタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處

ス

前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ一年以

下ノ懲役又ハ白圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百十一條
第九條第二項ノ罪ヲ犯シ因

テ第九條又ハ第九條第一項ニ記載シ

タル物ニ延燒シタルトキハ三月以上十五

年以下ノ懲役ニ處ス
 前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ
 記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三年以
 下ノ懲役ニ處ス
 第百十二條 第百八條及第百九條第一項ノ
 未遂罪ハ之ヲ罰ス
 第百十三條 第百八條又ハ第百九條第一項
 ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル
 ル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因
 リ其刑ヲ免除スルコトヲ得
 第百十四條 火災ノ際火用ノ物ヲ隠匿又
 ハ損壊シ若シハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ
 妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役

未遂罪 マダナシトゲ
 目的 オモハシ
 豫備 ヨウイ
 情狀 アリサマ
 免除 ユルシノケル
 火災ノ際 クワシノト
 鎮火用 ヒナケスタメ
 隠匿 カクシカクス

ニ處ス
 第百十五條 第百九條第一項及第百十條
 第一項ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ル
 ト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃
 貸シ若シハ保險ニ付シタルモノヲ焼燬シ
 タルトキハ他人ノ物ヲ焼燬シタル者ノ例
 ニ同シ
 第百十六條 火ヲ失シテ第百八條ニ記載シ
 タル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ
 記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ三百圓以
 下ノ罰金ニ處ス
 火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ
 記載シタル物又ハ第百十條ニ記載シタル

隠匿 カクスコト
 損壊 ツブスコト
 妨害 サマダゲ
 記載 カキノセル
 自己 シブン
 負擔 セオフコト
 燒燬 ヤキツブスト
 保險 ホケンクワイシ
 燒燬 ヤノ
 燒燬 ツケテヤキタレル
 所有 己レモチナル

公共	オホセイノモノ
危険	アヤウキ
氣罐	シヨウキノカマ
激發	ハゲシクハツス
破裂	ヤブレサケル
損壞	ソコナヒヤブル
放火	シツテヒチツケ
行為	シハザトイフ
過失	アヤマチ
失火	ヒチアヤマツ
漏出	モラス

物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ

第一百十七條 火藥、氣罐其他激發ス可キ物ヲ破裂セシメテ第一百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第一百九條ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ放火ノ例ニ同シ

自己ノ所有ニ係ル第一百九條ニ記載シタル物又ハ第一百十條ニ記載シタル物ヲ損壞シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタルモノ亦同シ

前項ノ行為過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ

第一百十八條 瓦斯、電氣又ハ蒸汽ヲ漏出若

遮斷	マチキル
生命	イノチ
財産	シンダイ
傷害	ソコナヒヤブル
比較	クラベル
處斷	罪ナキメル
○第十章	
溢水	水チアフレセシ
現在	ゲンニタダイマ
使用	ツカヒモチユ
建造物	タテモノ
鑛坑	金銀銅鐵等チ堀
浸害	オカシテグワイ

シハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ノ生命、身體又ハ貯産ニ危険ヲ生セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス瓦斯、電氣又ハ蒸汽ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮斷シ因テ人ノ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第十章 溢水及水利ニ關スル罪

第一百十九條 溢水セシメテ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車若クハ鑛坑ヲ浸害シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス因テ

溢水 ミズチダス
 記載 カキノセル
 以外 ホカノ
 危険 アヤウキ
 物權 モノ、ケンリ
 水害 ミヅノグワイ
 防水用 ミヅチフセグ
 隠匿 ヨウ
 損壊 カクス
 妨害 ツブス
 妨害 サマダゲル
 過失 アヤマチ

人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑ニ處スコトヲ得
 第二百十條 溢水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ浸害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス
 浸害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハ差押シ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シアル場合ニ限り前項ノ例ニ依ル
 第二百十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隠匿又ハ損壊シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ防水ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

記載 カキノセル
 浸害 オカシガイスト
 公共 オホヤケ
 危険 アヤウキ
 堤防 ツ、ミノ
 決潰 ツ、ミチキリク
 水閘 水門ノ
 破壊 ヤブリツブス
 水利 ミヅノベンリ
 ○第十一章
 行爲 シワザトイフ
 橋梁 ハシトイフ
 往來 ユキ、

第二百二十二條 過失ニ因リ溢水セシメテ第三百十九條ニ記載シタル物ヲ浸害シタル者又ハ第三百二十條ニ記載シタル物ヲ浸害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第二百二十三條 堤防ヲ決潰シ水閘ヲ破壊シ其他水利ノ妨害ト爲ル可キ行爲又ハ溢水セシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
 第十一章 往來ヲ妨害スル罪
 第二百二十四條 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞

死傷 シナシタリキズ
ツケタリスル
傷害 キツツケタ
比較 シラベル
斷斷 罪チキメル
標識 シルシトイフ

燈台 港ニアツテ船ガ
目標トシテ港ニ入ル
爲メニ作リシモノ
浮標 川ヤ海ニウイテ
アルシルシ

又ハ壅塞シテ往來ノ妨害チ生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪チ犯シ因テ人チ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス
第二百二十五條 鐵道又ハ其標識チ損壞シ又ハ其他ノ方法チ以テ汽車又ハ電車ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
燈台又ハ浮標チ損壞シ又ハ其他ノ方法チ以テ艦船ノ往來ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ
第二百二十六條 人ノ現在スル汽車又ハ電車

顛覆 ヒツクリカヘス
現在 ソコニアル
覆没 カヘシシツメル

顛覆 ヒツクリカヘス
破壞 ヤブリツブス
覆没 カヘシテシツメ

未遂罪 マダナシトゲ
ノ罪

チ顛覆又ハ破壞シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
人ノ現在スル艦船チ覆没又ハ破壞シタル者亦同シ
前二項ノ罪チ犯シ因テ人チ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス
第二百二十七條 第二百二十五條ノ罪チ犯シ因テ汽車又ハ電車ノ顛覆若クハ破壞又ハ艦船ノ覆没若クハ破壞チ致シタル者亦前條ノ例ニ同シ
第二百二十八條 第二百二十四條第一項、第二百二十五條及ヒ第二百二十六條第一項、第二項ノ未遂罪ハ之チ罰ス

過失 アヤマチトイフ
往來 ユキキ
危険 アヤウキ
業務 シゴトツトメ
従事 コトニシタガフ
禁錮 ロウニオシコメ
ル

第二百二十九條 過失ニ因リ汽車、電車又ハ
艦船ノ往來ノ危険ヲ生セシメ又ハ汽車電
車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没若ク
ハ破壊ヲ致シタル者ハ五百圓以下ノ罰金
ニ處ス其業務ニ従事スル者前項ノ罪ヲ犯
シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以
下ノ罰金ニ處ス

○第十二章

住居 スマヒトイフ
看守 ミハリ
邸宅 ヤシキ
建造物 タテモノ
侵入 ナカシイル

第十二章 住居ヲ侵ス罪

第三百十條 故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守
スル邸宅、建造物若クハ艦船ニ侵入シ又
ハ要求ヲ受ケテ其場所ヨリ退去セサル者
ハ三年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金

要求 イキヨノモトメ
退去 シリゾシ
皇居 天皇陛下ノ御住
居 遊サレ給フトコロ
禁苑 皇居ノ御ニハ
離宮 才天子ガオアリ
アソビニナルベツノ
行在所 カリノ御所
侵入 ナカシイル
神宮 伊勢ノ外宮内宮
皇陵 天子ノミサ、キ
未遂罪 マダナシトゲ
○第十三章
秘密 カクシテイルゴ
クナイナイノコト

第十三章 秘密ヲ侵ス罪

第三百十一條 故ナク皇居、禁苑、離宮又
ハ行在所ニ侵入シタル者ハ三月以上五年
以下ノ懲役ニ處ス
第三百十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第三百十三條 故ナク封緘シタル信書ヲ開
披シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二百圓
以下ノ罰金ニ處ス
第三百十四條 醫師、藥劑師、藥種商、産
婆、辯護士、辯護人、公證人又ハ此等ノ職ニ在

封緘 フウナシタルコ
 信書 テガミ
 開披 ヒラクコト
 業務上 シヨウハイノ
 漏泄 モラスコト
 宗教 佛敎耶蘇敎
 禱祀 神佛ニイノルコ
 告訴 ツゲウツタフル
 ○第十四章
 阿片煙 阿片ト云フ藥
 輸入 外國ヨリ内國ヘ
 製造 ツクリコシラヘル

リシ者故ナク其業務上取扱ヒルタコトニ
 付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ
 ハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ
 處ス
 宗教若クハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ
 職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタル
 コトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタ
 ルトキ亦同シ
 第三百三十五條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ
 論ス

第十四章 阿片煙ニ關スル罪

第三百三十六條 阿片煙ヲ輸入製造又ハ販賣

販賣 ウルコト
 目的 オモハシ
 所持 モツテオルコト
 吸食 スフコト
 器具 道具器械ノコト
 税關官吏 外國ヨリ内
 國ヘハイル船舶ヲ檢
 査シ海關稅ヲ取リマ
 ル役人
 房屋 坐敷ノコト
 給與 カシアタヘルコ
 ト

シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタ
 ル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
 第三百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸
 入製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以
 テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下
 ノ懲役ニ處ス
 第三百三十八條 税關官吏阿片煙又ハ阿片煙
 吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ其輸入ヲ許シタ
 ルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
 第三百三十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三
 年以下ノ懲役ニ處ス
 阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利
 ヲ圖リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役

器具 ダウグ
所持 モツテナル
○第十五章
飲料 ノミレウノ
浄水 キレイナミズノ

汚穢 不潔ノ物ヲ洗濯
シ若シクハ塵芥等ヲ
投棄シ清水ヲ濁水ニ
スル

公衆 オホヤケ一般
水源 ミヅノミナモト
汚穢 ヨゴシケガスト

ニ處ス
第四百十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具
ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス
第四百十一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十五章 飲料水ニ關スル罪

第四百十二條 人ノ飲料ニ供スル浄水ヲ汚
穢シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラ
シメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓
以下ノ罰金ニ處ス
第四百十三條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル
飲料ノ浄水又ハ其水源ヲ汚穢シ因テ之
用フルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ

健康ヲ害スル 身體ノ
無事ヲソコナフ

死傷 コロシタリキズ
ツケタリ

比較 クラベル
罪ヲキメル

供給 ソナヘアタフ
浄水 キレイナミヅ
混入 マゼイレル

無期 ハテノナキ

六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
第四百十四條 人ノ飲料ニ供スル浄水ニ毒
物其他他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタ
ル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第四百十五條 前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ
死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重
キニ從テ處斷ス

第四百十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル
飲料ノ浄水又ハ其水源ニ毒物其他他人ノ健
康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二年以
上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタ
ル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲
役ニ處ス

公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ損壞
コハシツブス
○第十六章
通貨偽造ノ罪
内外國
通用ノ金銀貨紙幣等
ノ偽造若クハ變造シ
テ行使シタルモノヲ
罰スル罪デアル

第百四十七條 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壞又ハ壅塞シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第十六章 通貨偽造ノ罪

行使
オコナヒツカフ
オモハク
ニセニシラヘ
偽造
カハリニコシラ
變造
マシハリツケ
輸入
外國ノ者ヲ内國
流通
トオルトイフ

第百四十八條 行使ノ目的ヲ以テ通用ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ
第百四十九條 行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造

銀行券
銀行ノ證券ト
テ金ニカハルモノ
行使
ツカフコト
目的
メアテ又ハアテ
偽造
ニセテツクルカ
變造
金銀貨ヲ形ヲカ
エルコト
取得
オサメウル
貨幣
金銀貨ノ通用ス
未遂罪
マダナシトゲ
又ツミ

交付
カハスコト
名價
ナノアタヒ

又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
偽造、變造ノ外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ輸入シタル者亦同シ
第百五十條 行使ノ目的ヲ以テ偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ取得シタル者ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第百五十二條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收受シタル後其偽造又ハ變造ナルコトヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シタル者ハ其名價三倍以下ノ罰金又ハ科

降ス サガルコト
 器械 ダウグ
 原料 モトノシナ
 準備 ソナヘヨウイ
 ○第十七章
 文書ヲ偽造スル罪 詔
 書公證書等其官ヨ
 リ發スル文書ヲ偽造
 シタルモノノ罪

御名 才天子ノオンナ
 マヘ
 行使 ツカフコト
 目的 オモワク
 御璽 天皇御璽ト刻ミ
 タル印形ノコト
 國璽 大日本國璽ト刻
 ミタル印形ノコト

料ニ處ス但一圓以下ニ降スコトヲ得ス
 第一百五十三條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽
 造又ハ變造ノ用ニ供スル目的ヲ以テ器械
 又ハ原料ヲ準備シタルモノハ三月以上五
 年以下ノ懲役ニ處ス

第十七章 文書偽造ノ罪

第一百五十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國
 璽若クハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書
 ナ偽造シ又ハ偽造シタル御璽、國璽若ク
 ハ御名ヲ使用シテ詔書其他ノ文書ヲ偽造
 シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處
 ス

押捺 ハンチオスコト
 詔書 天皇陛下ノ勅書
 偽造 ニセニコシラヘ
 變造 カハツテコシラ
 ヘル
 押捺 ハンチオスコト
 公務員 ヤクシヨノヤ
 シニン
 印章 ハン
 使用 ツカフコト
 署名 ナチカク
 公務所 ヤクシヨ
 偽造 ニセニツクル
 捺印 インギヤウチオ
 ス
 二項 第二ノクダリ

御璽、國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル
 詔書其他ノ文書ヲ變造シタル者又同シ
 第一百五十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又
 ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公
 務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用
 偽造シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役
 ニ處ス
 公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタ
 ル文書若クハ圖書ヲ變造シタル者亦同シ
 前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ

職務 シヨクノツトメ
 行使 ツカフ
 目的 オモハク
 虚偽 ニセ
 變造 カハツテツクル
 印章 イソギヨウ
 有無 アルカナイカ
 區別 ワケル
 權利義務 云々動産不
 動産ノ賣買約定書又
 ハ土地物件ノ交換證
 書委任狀ノ類ヲ云フ
 不實ノ記載 シツガナ
 イコトチカキノセル
 免狀 上ヨリユルシノ
 アルシヨウシヨ

文書若クハ圖書ヲ偽造シ又ハ公務所又ハ
 公務員ノ作リタル文書若クハ圖書ヲ變造
 シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以
 下ノ罰金ニ處ス
 第一百五十六條 公務員其職務ニ關シ行使ノ
 目的ヲ以テ虚偽ノ文書若クハ圖書ヲ作リ
 又ハ文書若クハ圖書ヲ變造シタルトキハ
 印章、署名ノ有無ヲ區別シ前二條ノ例ニ
 依ル
 第一百五十七條 公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ
 爲シ權利、義務ニ關スル公正證書ノ原本
 ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以
 下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

鑑札 上ヨリユルシノ
 タメ木フダノ印ヲ押
 シアルモノ
 未遂罪 マダナシトゲ
 又罪
 記載 カキノセル
 行使 オコナヒツカフ
 偽造 ニセニツクル
 變造 カハツテツクル
 虚偽 イツハリニセ
 目的 オモハク
 印章 ハン
 署名 ヤシシヨノナ
 使用 ツカフ

公務員ニ對シ虚偽ノ申立ヲ爲シ免狀、鑑
 札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル
 者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰
 金ニ處ス
 前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
 第一百五十八條 前四條ニ記載シタル文書又
 ハ圖書ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖書
 ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ文書若ク
 ハ圖書ヲ作リ又ハ不實ノ記載ヲ爲サシメ
 ハ圖書者ト同一ノ刑ニ處ス
 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
 第一百五十九條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印
 章若クハ署名ヲ使用シテ權利義務又ハ事

權利義務 動産不動産
ノ賣買約定書又ハ土地
物件ノ交換證書委
任狀ノ類ヲ云フ
事實證明 コトヲアキ
ラカニシメス
押捺 インチオス
權利 オノレノ所有
ルヲチシルスノ意
公務所 ヤクシヨ
提出 サシダスコト
診斷 ヤマヒチシテハ
ンダンスル

實證明ニ關スニ文書若クハ圖書ヲ偽造シ
又ハ偽造シタル他人ノ印章若クハ署名ヲ
使用シテ權利義務又ハ事實證明ニ關ス
ル文書若クハ圖書ヲ偽造シタル者ハ三月
以上五年以下ノ懲役ニ處ス
他人ノ印章ヲ押捺シ若クハ他人ノ署名シ
タル權利義務又ハ事實證明ニ關スル文
書若クハ圖書ヲ變造シタル者亦同シ
前二項ノ外權利義務又ハ事實證明ニ關
スル文書若クハ圖書ヲ偽造又ハ變造シタ
ル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰
金ニ處ス
醫師公務所ニ提出スヘキ診斷

第六十條

醫師公務所ニ提出スヘキ診斷

檢案 アラタメテシラ
ベル
記載 カキノセル
行使 オコナヒツカフ
偽造 ニセニツクル
變造 カハツテツクル
虚偽 イツハリニセ
未遂罪 マダカキノセ
又ツミ
○第十八章
公債證書 政府ヨリ發
行シテ下ノモノニ金
ノ受領シタルシルシ
ヨソノモノ
株券 會社ノカブノシ
ルシチ云フ

書檢案書又ハ死亡證書ニ虚偽ノ記載ヲ爲
シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓
以下ノ罰金ニ處ス
第六十一條 前二條ニ記載シタル文書又
ハ圖書ヲ行使シタル者ハ其文書又ハ圖書
ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲
シタル者ト同一ノ刑ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第十八章 有價證券偽造ノ罪
第六十二條 行使ノ目的ヲ以テ公債證書
官府ノ證券、會社ノ株券其他ノ有價證券
ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十年

第六十二條

行使ノ目的ヲ以テ公債證書

記入 カキイレ
有價證券 現物ノ株式
ニカ、ル相當價アル
シヨウモン
目的 オモハク
交付 カハスト
輸入 外國ヨリ買フ
未遂罪 マダシトゲヌ
ツミ

○第十九章
印章偽造ノ罪 インギ
ヤウニセニツクルツ
御璽 天皇御璽ト刻シ
タル印形ノ
國璽 大日本國璽ト刻
シタル印形ノ

以下ノ懲役ニ處ス
行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虛偽ノ記入
ナシタル者亦同シ

第六十三條 偽造、變造ノ有價證券又ハ
虛偽ノ記入ヲ爲シタル有價證券ヲ行使シ
又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若
クハ輸入シタル者ハ三月以上十年以下ノ
懲役ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十九章 印章偽造ノ罪

第六十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國
璽又ハ御名ヲ偽造シタル者ハ二年以上ノ

不正 ヨカラヌコト
使用 ツカフ
偽造 ニセニツクル
行使 オコナヒツカフ
目的 オモハク
公務所 ヤクシヨ
公務員 ヤクニン
印章 インギヤウ
署名 ナマヘチカク
記號 ヤクシヨノシル
不正 タゞシクナキ

有期懲役ニ處ス
御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ
偽造シタル御璽、國璽又ハ御名ヲ使用シ
タル者亦同シ

第六十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又
ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル
者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不
正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公
務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦
同シ

第六十六條 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ
記號ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ

記號 シルシ

處ス公務所ノ記號ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記號ヲ使用シタル者亦同シ

第百六十七條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル者ハ三年以下

ノ懲役ニ處ス

他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署名ヲ使用シタル者亦同シ

第百六十八條 第百六十四條第二項、第百六十五條第二項、第百六十六條第二項及ヒ前條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

不正ニ使用 アシキミ
チニツカフ
未遂罪 マダナシトゲ
又罪

○第二十章

偽証ノ罪 証據人トシテ法廷ニ召換セラレタルモノ法官ニ對シ証言ヲ偽造シテ事ノチガツテ居ル申立チスル

宣誓 チガハヌト云フ
トチカタクチカフ
證言 シルシトアルコトハ

裁判確定後 サイパンガシカトキマツタノチ

懲戒處分自白 ハクシヤウスル

減輕 ヘラシカルクスル

免 ヌルシノヅク

宣誓 チガハヌト云フ
トチカタクチカフ

鑑定人 ツミサダメル
ヒト

虚偽 イツハリニセ

通譯 外國語ヲワケテハナス

第二十章 偽證ノ罪

第百六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第百七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第百七十一條 法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虚偽ノ鑑定又ハ通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ

第二十一章 誣告ノ罪

○第二十一章

誣告 實サイナイコト

テコシラヘテ告訴告

發スルモノ

刑事又ハ懲戒處分云

々コラシメノタニツ

ミナキメル

自白 シブンカラハシ

目的 チヤウスル

虚偽 ウソイツハリ

申告 モウシツグル

裁判確定前 サイバン

ガシカトキマルマヘ

○第二十二章

猥褻 ミダラガマシキ

姦淫 タワケタ

第七十二條 人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處

分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ虚偽ノ申告ヲ

爲シタル者ハ第六十九條ノ例ニ同シ

第七十三條 前條ノ罪ヲ犯シタル者申告

シタル事件ノ裁判確定前又ハ懲戒處分前

自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

第二十三章 猥褻、姦淫及ヒ重婚ノ罪

第七十四條 公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル

者ハ科料ニ處ス

第七十五條 猥褻ノ文書ハ圖書其他ノ物

ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ公然之ヲ陳列シ

重婚 コンレイシテア

ルウヘ又コンレイス

公然 オホヤケ

行爲 オコナヒ

頒布 ワケル

販賣 ウリサハク

陳列 ナラベタル

目的 オモハク

所持 モツテオル

暴行 アラキオコナヒ

脅迫 チアドシセマル

猥褻 ミダラガマシ

姦淫 タワケタ

強姦 承知セヌモノ

無理ニ情慾ヲ遂ゲル

タル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處

ス販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦

同シ

第七十六條 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴

行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル

者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三

歳ニ滿タサル男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲

シタル者亦同シ

第七十七條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳

以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者ハ強姦ノ罪ト

爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ

滿タサル婦女ヲ姦淫シタル者亦同シ

第七十八條 人ノ心神喪失若クハ抗拒不

心神喪失 コ、ロチウ
 シナフ
 抗拒不能 人ニムカフ
 ノチカラナキ
 乗シ ッケコム
 姦淫 ムリニ女ヲチカ
 未遂罪 マダナシトゲ
 告訴 ツゲウツタヘル
 死傷 シチシタリキズ
 ツケタリ
 營利 カチモウケ
 目的 オモハク
 淫行 ミダラナチコナ
 常習 ナラハセ
 勸誘 ス、メイザナフ

能ニ乘シ又ハ之ヲシテ心神喪失セシメ
 若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行為ヲ
 爲シ又ハ姦淫シタル者ハ前二條ニ同シ
 第百七十九條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
 第百八十條 前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ
 論ス
 第百八十一條 第百七十六條乃至第百七十
 九條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル
 者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
 第百八十二條 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常
 習ナキ婦女ヲ勸誘シテ姦淫セシメタル者
 ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金
 ニ處ス

有夫 オットアル
 姦通 ホカノ男ト姦力
 ニ情ヲ通ズル
 相姦 互ニ密通スルモ
 縱容 ユルス
 配偶者 ツレアヒノ
 婚姻 ヨメイリスル
 相婚 マチトコノアヒテ
 ○第二十三章
 賭博 ハクチ
 偶然 タマタマトイフ
 輸贏 カチマケ
 財物 タカラモノ金錢
 博戲 カルタナドノタ
 ハムレ

第百八十三條 有夫ノ婦姦通シタルトキハ
 二年以下ノ懲役ニ處ス其相姦シタル者亦
 同シ
 前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但
 本夫姦通ヲ縱容シタルトキハ告訴ノ効ナ
 シ
 第百八十四條 配偶者ナル者重テ婚姻ヲ
 爲シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其
 相婚シタル者亦同シ
 第二十三章 賭博及富籤ニ關スル罪
 第百八十五條 偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以
 テ博戲又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ千圓以下

賭事 カケゴト
 娯樂 タノシミ
 常習 ツチノナラハセ
 賭博場 ハクチバシヨ
 開張 ヒラクコト
 博徒 ハクチウチ
 結合 ムスピアハス
 發賣 ウル
 富籤發賣 ダイワソノ
 授受 トミクツチ人ニ
 ユヅリテモラヒタル
 ナ云フ
 ○第二十四章
 禮拜所 神佛ヲ祠リテ
 アルトコロ

ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娯樂ニ供
 スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス
 第百八十六條 常習トシテ博戯又ハ賭事ヲ
 爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
 賭博場ヲ開張シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ
 圖リタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ
 處ス
 第百八十七條 富籤ヲ發賣シタル者ハ二年
 以下ノ懲役又ハ三十圓以下ノ罰金ニ處ス
 富籤發賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下
 ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 前二項ノ外富籤ヲ授受シタル者ハ三百圓
 以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十四章

禮拜所及ヒ墳墓ニ
 關スル罪

墳墓 ハカツカ
 神祠 カミノヤシロ
 佛堂 ホトケチマツル
 トコロ
 墓所 ハカドコロ
 公然 オホヤケ
 不敬 ウヤマウナ
 行爲 オコナヒ
 說教 神佛ノ道ヲ人ニ
 キサトス
 禮拜 マイリオガム
 葬式 トムラフシキ
 妨害 サマダグ
 墳墓 ツカハカ
 發掘 ホリヒラク
 死體 シワソノウチ
 棺内

第百八十八條 神祠、佛堂、墓所其他禮拜
 所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六
 月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下
 ノ罰金ニ處ス
 說教、禮拜又ハ葬式ヲ妨害シタル者ハ一
 年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ百圓以下ノ
 罰金ニ處ス
 第百八十九條 墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年
 以下ノ懲役ニ處ス
 第百九十條 死體、遺骨、遺髮又ハ棺内ニ藏

藏置 オサメオク
 損壊 コボチツブス
 遺棄 ステル
 領得 人カラシタイナ
 ドナトル
 検視 ヤクシヨヨリシ
 ラベニクル
 變死者 カハツテシヌ
 コト自殺ナドシタモ
 ノ

置シタル物ヲ損壊、遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
 第百九十一條 第百八十九條ノ罪ヲ犯シ死體、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壊、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
 第百九十二條 検視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十五章 讀職ノ罪

第百八十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ

妨害 サマダゲ
 裁判 サバキ
 檢察 シラベサツスル
 警察 イマシメシラベ
 補助 タスケル
 檢察 シラベテミル
 警察 人民ノ保護スル
 ヤクシヨノナ
 被告人 ツゲラレルヒ
 暴行 テアラキオコナ
 陵虐 人ナシノギシヘ
 タグ
 行為 シワザ
 拘禁 シバリトドム
 看守 ミハリマモル
 護送者 ミハリオクル

權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
 第百九十四條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ拘禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
 第百九十五條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行為ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ暴行又ハ陵虐

死傷シナシタリキツ
 比較シテハス
 處断罪チキメル
 公務員ヤクニ
 仲裁人ナカニサハク
 職務シヨクノツトメ
 賄賂マイナヒ
 收受オサメウケル
 要求モトメコフコト
 不正ヨカラヌ
 行為オコナヒ
 相当アタリマヘ
 没収取リ上ゲ
 全部スツカリ
 價額アタヒノタカ

ノ行為ヲ爲シタルトキ亦同シ
 第九十六條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ
 死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重
 キニ從テ處断ス
 第九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ
 關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約
 束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス
 因テ不正ノ行為ヲ爲シ又ハ相當ノ行為ヲ
 爲ササルトキハ一年以上十年以下ノ懲役
 ニ處ス
 前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ
 没収ス若シ其全部又ハ壹部ヲ沒收スルコ
 ト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴ス

追徴 アトカラトル
 仲裁人 ナカニサハク
 提供 サ、ゲツナヘル
 自首 名乗ツテ出ルコ
 減輕 ヘラシカルク
 免除 ユルシノヅク
 無期 ハテナキ
 自己 オノレ
 配偶者 夫婦ノツレ
 直系尊屬 己レノ目上
 目的 オモハクメアテ
 豫備 ヨウイ
 情狀 アリサマ

第九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ
 交付、提供又ハ約束シタル者ハ三年以下
 ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
 前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ
 其刑ヲ減輕又ハ免除スルトコト得
 第九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ
 無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス
 第二百條 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ヲ殺
 シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス
 第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ
 其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ

第二十六章 殺人ノ罪

教唆 オシヘツ、ノカ

幫助 タスケ

囑託 タノミタノム

承諾 シヨウチシテウケガフ

未遂罪 マダナシトゲヌツミ

處ス

但シ情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルヲ得

第二百二條 人ヲ教唆若クハ幫助シテ自殺

セシメ又ハ被殺者ノ囑託ヲ受ケ若クハ其

承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七

年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第二百三條 第九十九條 第二百條及ヒ前

第二十七章 傷害ノ罪

○第二十七章

傷害 キツツケタリガ

身體 イシタリスルツミカラダ

第二百四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十

年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若ク

ハ科料ニ處ス

配偶者 夫婦モノ、一

方ヲ云フ

直系尊屬 チカイミウ

チノウヘノトモガラ

第二百五條 身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シ

タル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シ

タルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ現場

ニ於テ勢ヲ助ケタル者ハ自ラ人ヲ傷害セ

スト雖モ一年以上ノ懲役又ハ五十圓以下

第二百七條 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ

傷害シタル場合ニ於テ傷害ノ輕重ヲ知ル

コト能ハス又ハ其傷害ヲ生セシメタル者

ヲ知ルコト能ハサルトキハ共同者ニ非ス

共同者 トモニオカス

輕重 カルイオモイ

能ハズ デキヌ

共同者

共犯

拘留、科料ハ第一編ニ見エタリ

告訴 ツゲウツタヘル

○第二十八章

過失傷害ノ罪 アヤマツテ人ヲキヅケタリガイシタリスル罪

告訴 上へ他人ノアヒテカタチウツタヘテデル

過失 アヤマチシツサ

業務上 シヨウバイノウヘ

必要 カンジンナル

注意 キナツケル

ト雖モ共犯ノ例ニ依ル

第二百八條 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年以下ノ懲役若シハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若シハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二十八章 過失傷害ノ罪

第二百九條 過失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

○第二十九章

墮胎 子ヲオロス

懷胎 ハラム

方法 シカタ

囑託 タノミ

承諾 シヨウチスル

墮胎 コチオロス

産婆 コチウムトキノ

藥劑師 醫者ノ處方ガ

キニテ藥ヲモル

第二百十一條 業務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九章 墮胎ノ罪

第二百十二條 懷胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十三條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

醫師、産婆、藥劑師又ハ藥

師、産婆、藥劑師又ハ藥

師、産婆、藥劑師又ハ藥

師、産婆、藥劑師又ハ藥

師、産婆、藥劑師又ハ藥

囑託 女ノタノミヲウケル
 墮胎 コナオロス
 承諾 シヨウチシテウケガフ
 未遂罪 マダナシトゲヌ罪
 比較 クラベル
 處斷 罪チキメル
 ○第三十章 遺棄 オキステニスル
 老幼 年寄子供
 不具 カタハ

種商婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
 第二百十五條 婦女ノ囑託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得シテ墮胎セシメタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
 第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第三十章 遺棄ノ罪

疾病 ビヨウキ
 扶助 タスケル
 保護 ヤシナヒマモル
 責任 セメアルヤク
 生存 イキノコル
 保護 タモチマモル
 自己 オノレノ
 配偶者 夫婦ノツレア
 直系尊屬 チカシイ目上ノヤカラ
 死傷 シナシタリキツツケタリスル
 傷害 キズツケタリガイシタリスル

第二百十七條 老幼、不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス
 第二百十八條 老幼、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲サルトキハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
 第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第三十一章 逮捕及ヒ監禁ノ罪

比較 クラベル
 處斷 罪チキメル
 ○第三十一章
 逮捕 ツラマヘル
 監禁 オシコメル
 傷害 ソコナヒヤブル
 比較 モノ、タケクラ

第二百二十條 不法ニ人ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス
 自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

處斷 ツミチキメル

第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

○第二十二章

生命 イノチ
 身體 カラダ
 自由 シマ、ニスル
 名譽 ホマレ
 財産 タカラ

第三十二章 脅迫ノ罪

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽

脅迫 オドシセマル
 親族 ミウチ

又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ

自由 キマ、キズ
 暴行 テアラキオコナ

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ人ヲ脅迫シタル者亦同シ

第二百二十三條 生命、身體、自由、名譽

權利 サマタゲガイ
 妨害 ナル
 親族 ミウチノトモガ
 脅迫 オビヤカシセマ
 義務 ツトムベキワザ

若クハ財産ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

未遂罪 マダナシトゲ

○第三十三章

略收 暴行脅迫ヲ以テ

人ヲ奪ヒトルヲ

誘拐 色々ナ物ヲアタ

ヘナドシテ他所ヘツ

レダスコト

未成年者 マダオホキ

シナラヌモノ

營利 カチモウケ

猥褻 ミダラガマシキ

結婚 夫婦ニナル

目的 オモハク

帝国外 日本ヨリホカ

ノ國支那印度ナド

移送 ウツシオクルヲ

ナシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ、又ハ行フ可
キ權利ヲ妨害シタル者亦同シ
前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三章

略取及ヒ誘拐ノ罪

第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐

シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處

ス

第二百二十五條 營利、猥褻又ハ結婚ノ目

的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ一

年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十六條 帝国外ニ移送スル目的ヲ

以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ二年以

賣買 ウリカヒ

被拐取者 カドワカシ

トラル、モノ

被賣者 ウラル、モノ

移送 外國ヘウツシヤ

ルヲ

幫助 タスケル

收受 チサメウク

藏匿 カクシカクマフ

隠避 カクレサケシム

營利 カチマウケ

猥褻 ミダラガマシキ

被賣者 ウラル、モノ

未遂罪 マダナシトゲ

幫助 タスケルヲ

上ノ有期懲役ニ處ス

帝国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ

又ハ被拐取者若シハ被賣者ヲ帝国外ニ移

送シタル者亦同シ

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者

ヲ幫助スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被

賣者ハ收受若シハ藏匿シ又ハ隠避セシメ

ルタ者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

營利又ハ猥褻ノ目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ

被賣者ヲ收受シタル者ハ六月以上七年以

下ノ懲役ニ處ス

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪、同

本章 第三十三章 ナサ
 場合 ソウナルトキハ
 告訴 ウツタヘツグ
 婚姻 夫婦ニナル
 無効 効力ノナイトム
 裁判確定 サイバンガ
 シカトキマル
 ○第三十四章
 名譽 ナノホマレ
 公然 オホヤケ
 事實 コトガラ
 摘示 ヌキダシシメス
 毀損 コボチコハスト
 有無 アルカナキカ
 誣罔 人ナシヒテナイ

條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第
 二百二十七條第一項ノ罪及ヒ此等ノ罪ノ
 未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ
 出デサル場合ニ限リ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
 但被拐取者又ハ被賣者犯人ト婚姻ヲ爲シ
 タルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確
 定ノ後ニ非サレハ告訴ノ効ナシ

第三十四章 名譽ニ對スル罪

第二百三十條 公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽
 ナ毀損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハズ
 一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以
 下ノ罰金ニ處ス死者ノ名譽ヲ毀損シタル

ガシロニス
 侮辱 アナドリハツカ
 公然 オモテムキノサ
 本章 第三十四章
 告訴 ツグウツタヘル
 ○第三十五章
 信用 マコト、オモヒ
 テモチニル
 業務 シヨウバイノツ
 虚偽 イツハリダマス
 風説 ウハサ
 流布 イヒアルクコト
 偽計 ニセノハカリゴ
 毀損 オトシコボツ

者ハ誣罔ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス
 第二百三十一條 事實ヲ摘示セスト雖モ公
 然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處
 ス
 第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之
 ナ論ス

第三十五章 信用及ヒ業務ニ對スル罪

第二百三十三條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ
 偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業
 務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ
 千圓以下ノ罰金ニ處ス

妨害
カマタゲ
威力
井クウウトチカ
ヲトナリ

第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ同シ

○第三十六章
竊盜
ヒソカニ人ノ家
ニ入り物ヲヌスムモ

第三十六章 竊盜及ヒ強盜ノ罪

第二百三十五條 他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪トナシ十年以下ノ懲役ニ處ス

強盜
人ヲオドシ又ハ
暴行ヲ加ヘテ財物ヲ
強取スルモノ

第二百三十六條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪トナシ

強取
オドシセマル
ムリヤリトリダ

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同

脅迫
オドシセマル
ムリヤリトリダ

五年以上ノ有期懲役ニ處ス

強取
オドシセマル
ムリヤリトリダ

シ

強取
オドシセマル
ムリヤリトリダ

シ

利益
マウケトク
オモハク

第二百三十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

豫備
ヨウイ
ツラマヘル

第二百三十八條 竊盜財物ヲ得テ其取還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ論ス

罪跡
ツミノアト
ウズメカクス
ヨハシメ

第二百三十九條 人ヲ昏醉セシメテ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

昏醉
ヨハシメ

第二百四十條 強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

強盜
承知セヌモノヲ
無理ニ情慾ヲ遂ゲタ
ルモノ

第二百四十一條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

強姦
承知セヌモノヲ
無理ニ情慾ヲ遂ゲタ
ルモノ

第二百四十二條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

強姦
承知セヌモノヲ
無理ニ情慾ヲ遂ゲタ
ルモノ

第二百四十三條 強盜婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス

占有 トリテ己レノモ
 公務所 ヤクシヨ
 看守 ミハリ
 本章 第三十六章
 乃至 何條ヨリ何條マ
 デトイフ
 未遂罪 マダナシトゲ
 直系血族 己レヨリモ
 ツトモチカイミウチ
 配偶者 夫婦ノツレア
 同居 オナジイヘニオ
 ルコト
 親族 シンルイ
 家族 ミウチ
 免除 ヌルシノクク

婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期
 懲役ニ處ス
 第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ
 占有ニ屬シ又ハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ
 看守シタルモノナルトキハ本章ノ罪ニ付
 テハ他人ノ財物ト看做ス
 第二百四十三條 第二百三十五條 第二百三
 十六條 第二百三十八條 乃至 第二百四十一
 條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
 第二百四十四條 直系血族、配偶者及ヒ同
 居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十
 五條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其
 刑ヲ免除シ其他ノ親族又ハ家族ニ係ルト

告訴 馬ウシウツタフ
 共犯 トモニチカス
 本章 第二十六章
 財物 タカラモノ
 ○第三十七章
 詐欺 イツハリダマス
 恐喝 チドス
 欺罔 人チアザムク
 騙取 カダリノ
 方法 シカタ
 財産上 シンダイノウ
 不法 キマリノナイ
 利益 マウケ
 事務 コトガラツトメ
 處理 シヨブンシテチ

キハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス
 親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項
 ノ例ヲ用ヒス
 第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ
 之ヲ財物ト看做ス
第三十七章 詐欺及ヒ恐喝ノ罪
 第二百四十六條 人チ欺罔シテ財物ヲ騙取
 シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス
 前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得
 又ハ他人チシテ此ヲ得セシメタル者亦同
 シ
 第二百四十七條 他人ノ爲メ其事務ヲ處理

自己 サメル シブン
 損害 ソンスル 一
 目的 オモハク
 任務 ヤクナツトメル
 行為 オコナヒ
 未成年者 廿歳ニナラ
 又モノ
 知慮淺薄 チエガアサ
 ハカ
 心神耗弱 コハロガボ
 ウトシテヨワル
 恐喝 チドカシテオン
 レカス
 交付 ワダスト
 方法 シカタヤリカタ
 利益 トクニナル 一

第二百四十八條 未成人者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ナシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百四十九條 人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條及ヒ第二百四十四條及ヒ第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

未遂罪 マダナシトゲ
 又罪
 規定 キマツタサダメ
 準用 ナツラヘテモチ
 ○第三十八章
 横領 ヨコドリスル 一
 自己 オノレ
 占有 己レノモノニス
 公務所 ヤクシヨノ
 保管 タモチアツカル
 業務上 シヨウハイツ
 トメノウヘ

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百五十三條 自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ

第三十八章 横領ノ罪

遺失物 オトシモノ
漂流物 ナガレテオルモノ

○第三十八章

規定 キマツクサダメ
準用 アテガヒモチフ

○第三十九章

贓物 スベテ犯罪ニヨ
ツテ得タル物件ヲ指
シテ贓物ト言フ、又
スミモノ

收受 オサメウケル
運搬 モチハコビノ
寄藏、故買 アヅカリ
オキテワザトウリ拂
フ

牙保 口入ノ

第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百五十四條 遺失物、漂流物其他占有ナシタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百五十五條 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ準用ス

第三十九章 贓物ニ關スル罪

第二百五十六條 贓物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

直系血族 己ノチカイ

配偶者 夫婦ノツレア

同居 オナジイヘニテ

親族 シンルイ

家族 ミウチ

共犯 トモニオカス

○第四十章

毀棄 ヤブリステル
隱匿 カクスト
公務所 ヤクシヨ

贓物ノ運搬、寄藏、故買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及ヒ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五十七條 直系血族、配偶者、同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ者ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス親族又ハ家族ニ非カル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

第四十章 毀棄及ヒ隱匿ノ罪

第二百五十八條 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

權利 己レノモツベキ
 義務 スギミチアルツ
 建造物 タテモノ
 艦船 グンカンヤフチ
 損壊 コハシヤブル
 死傷 シンダリキツツ
 傷害 ケタリ
 比較 ソコナヒヤブル
 記載 クラベ
 以外 罪チキメル
 自己 カキノセル
 負擔 ホカ
 賃借 オノレノ
 テ家 ナドカス
 第二百五十九條 權利、義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス
 第二百六十條 他人ノ建造物又ハ艦船ヲ損壊シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス
 第二百六十一條 他人ノ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス
 第二百六十二條 前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ損壊又ハ傷害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス
 第二百六十三條 自己ノ物ト雖モ差押テ受ケ物權ヲ負擔シ又ハ賃借シタルモノヲ損

信書 テガミハガキ
 告訴 ツゲウツタフル
 毀又ハ傷害 シタルトキハ三條ノ例ニ依ル
 第二百六十三條 他人ノ信書ヲ隱匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス
 第二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及ヒ前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

新刑法註解 終

258
30

明治四十年六月十五日印刷
明治四十年六月二十日發行

新刑法註解與附

編輯者 法律研究會

發行者 田村九兵衛

印刷者 齋藤丈輔

不許
複製

發行元

大阪市東區心齋橋通南久太郎町北へ入
田村熙春堂

